

○茨城県立医療大学学生通則

平成 7 年 4 月 6 日

第 1 回教授会

改正 令和 3 年 4 月 1 日

令和 5 年 2 月 16 日

(趣旨)

第 1 条 この通則は、別に定めるもののほか茨城県立医療大学（以下「本学」という。）の学生が遵守すべき事項を定めるものとする。

(誓約書)

第 2 条 本学の学生になろうとする者は、所定の誓約書に署名捺印し、入学手続時に学長に提出しなければならない。

2 本学の学生となった者は、本学の学生であることを自覚し、前項の誓約を守らなければならない。

(保証人)

第 3 条 本学の学生になろうとする者は、保証人一人を定め、所定の保証書を指定された期間内に学長に提出しなければならない。

2 保証人は、原則として父母又はこれに準ずる親族とする。ただし、学長が認めた場合はこの限りではない。

3 学生は保証人を変更したとき又は保証人が住所を変更したときは、ただちに学長に届け出なければならない。

(学生証の所持)

第 4 条 学生は、常に学生証を携帯し、本学の教職員から請求があるときには、これを提示しなければならない。

2 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(学生証の再交付)

第 5 条 学生証の記載事項に変更が生じた時は、ただちに学生証を返還し、新たな学生証の交付を受けなければならない。

2 学生証を紛失又は破損若しくは汚損したときは、学生証・通学カード際交付願により、再交付を受けなければならない。

(学生証の返還)

第 6 条 学生は、次の事項に該当するときは、ただちに学生証を返還しなければならない。

(1) 卒業又は退学若しくは除籍により学籍を失ったとき。

(2) 所定の有効期限が到来したとき。

(氏名及び住所等の変更)

第7条 学生は、氏名及び住所等に変更を生じたときは、ただちに届け出なければならない。

(休学・退学等)

第8条 学生が、休学、転学、退学、留学又は復学しようとするときは、休学等願を、学長に提出しなければならない。

(健康診断)

第9条 学生は、本学の実施する健康診断を受けなければならない。

2 健康診断の結果異常があると認められるときは、学長はこれを学生本人に通知し、必要な措置をとらせることができる。

(欠席届)

第10条 学生は、7日以上にわたり欠席するときは、あらかじめ欠席届を学長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由が消滅後ただちに届け出るものとする。

2 前項において欠席の理由が疾病によるときは、医師の診断書を添付するものとする。

(学生団体の設立)

第11条 学生が学内において団体（以下「学生団体」という。）を設立しようとするときは、あらかじめ学生団体設立願に、団体の規約及び会員名簿等を添えて学長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の学生団体設立にあたっては、本学の専任教員（講師以上）の顧問就任を必要とするものとする。

(学生団体の変更)

第12条 学生団体は、前条第1項の学生団体設立願の記載事項を変更しようするときには、変更事項及びその他必要な事項を記載した学生団体届出事項変更を学長に提出し、その承認を得なければならない。

(学生団体の定期報告)

第13条 学生団体は、毎年5月末日までに、前年度の活動状況及び新たな会員の名簿を提出しなければならない。

(学生団体の解散・休止等)

第14条 学生団体が解散又は休止しようとするときには、解散又は休止理由及びその他必要な事項を記載した学生団体解散届又は学生団体休止届を学長に提出しなければならない。

2 休止している学生団体が活動再開しようとするときには、第1回学生団体協議会の一か月前までに、顧問教員署名及びその他必要な事項を記載した学生団体活動再開願を、学長に提出しなければならない。

(学生団体の活動の制限等)

第15条 学生団体は、学内において特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための政治活動又は特定の宗教のための宗教活動を行ってはならない。

2 学生団体が次の各号の一に該当するときは、学長は当該学生団体の活動を停止し、又は設立の承認を取り消すことができる。

(1) 学生団体の行為が本学の定めた規程に違反し、又は学内の秩序を乱し、若しくは教育研究に支障をきたす恐れがあると認められるとき。

(2) 団体活動中等事故が発生するなどの団体の運営が円滑に行われなかつたとき。

第16条 学生又は学生団体（以下「学生等」という。）が学内において集会を開催しようとするときには、集会を開催しようとする日の7日前までに学生集会願を事務局長に提出し、その承認を得なければならない。

(施設等の使用)

第17条 学生等が、本学行事に使用する場合を除き、本学の施設又は設置（学長が別に定めるものを除く。以下「施設等」という。）を使用しようとするときは、施設等使用願を施設等を使用しようとする日の7日前までに事務局長に提出し、その承認を得なければならない。

2 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用を終了したときは、施設等を原状に回復しなければならない。

3 使用者は、使用に際し、施設等に損害を生じさせた場合は、事務局長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、事務局長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(文書等の掲示・配布等)

第18条 学生等が、学内において文書又はこれに類するもの（以下「文書等」という。）を掲示又は配布しようとするときは、あらかじめ文書等掲示・配布願に当該文書等を添えて事務局長に提出しその承認を受けなければならない。

2 文書等を掲示又は配布する場所は、事務局長の指定する場所とする。

3 文書等を配布できる時間はその都度必要と認める時間とし、掲示の期間は原則として1週間以内とする。

4 掲示の期間が満了したときは、すみやかに当該掲示物を撤去しなければならない。

(募金等)

第19条 学生等が、学内において寄付を募り、署名運動を行い、又は物品を販売（以下「募金等」という。）しようとするときは、責任者を定め、目的及びその他必要な事項を記載した募金・物品販売等願を募金等をしようとする日の7日前までに事務局長に提出し、その承認を得なければならない。

(服装)

第20条 学生は、本学学生としての品位を保つにふさわしい服装等を心がけなければならない。

(喫煙及び火災予防)

第21条 学生は、学内において喫煙してはならない。

2 学生は、学内の火気の始末及び清掃の維持に留意し、火災予防等を常に心がけなければならない。

(遺失物)

第22条 学生は、学内において遺失物を拾得したときは、すみやかに事務局長に届け出なければならない。

2 学生は、学内において所持品を紛失したときは、すみやかに事務局長に届け出なければならない。

付 則

この通則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この通則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この通則は、令和5年3月1日から施行する。